

こうち山の日ボランティアネットワーク 会則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この組織は、「こうち山の日（11月11日）」の制定趣旨に賛同し、森林保全を目的として行動する団体の情報交換や連携を図るとともに、広く県民に対し森林づくりに関する情報や機会を提供することで、県民参加の森林づくりをより一層推進し、森林に対する理解と関心を深め、また自ら行動することで森林の持つ多面的機能の発揮に寄与する。

(名 称)

第2条 この組織は、「こうち山の日ボランティアネットワーク（以下「ネットワーク」という。）」と称する。

(事務局)

第3条 事務局は、公益社団法人高知県森と緑の会内に置く。

2 事務局は、ネットワークの会員間の連絡調整及び会計等を含む必要な事務を執行する。

第2章 事 業

(事 業)

第4条 このネットワークは、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 団体相互の情報交換・連携に関すること。
- (2) 森林づくり、森林・林業に関する情報提供に関すること。
- (3) 県民参加の森づくり及び森林環境学習に関すること。
- (4) 企業の森づくりや環境貢献に関すること。
- (5) 行政機関等との連絡調整に関すること。
- (6) その他、目的達成に必要な事項に関すること。

第3章 会 員

(会 員)

第5条 ネットワークの会員は、ネットワークの目的に賛同し、ネットワークの運営に協力できる団体で構成する。

第6条 脱会は、会員より退会の申し出があったとき及び団体が解散したときとする。

(入会及び会費)

第7条 ネットワークの会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出するものとする。

2 ネットワークの会費は、無料とする。

(届 出)

第8条 会員は、住所、代表者等を変更したときは、速やかにネットワークに届け出なければならない。

第4章 役 員

(役員の数)

第9条 役員の数、次のとおりとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 5名以内
- (4) 監 事 2名以内

2 役員は総会において会員の中から選任する。ただし必要と認められるときは、会員以外の者から選任することができる。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠のため選出された役員任期は、現任者の残任期間とする。

(会長、副会長、理事の職務)

第11条 会長は、ネットワークを代表し、ネットワークの業務を執行する。

2 副会長は会長を補佐し、会長が事故又は欠けたときは、職務を代理し、又は代行する。

3 理事は、役員会において第27条に規定する事項を協議・決定する。

(監事の職務)

第12条 監事は、本ネットワークの業務及び会計を監査する。

2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、ネットワークの業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員選任)

第13条 役員選任は、総会において会員の互選により行う。なお、総会を招集するまでの間において緊急に選任する必要があるときは、役員会で決定することができる。

(役員辞任)

第14条 役員より辞任の申し出があったときは、役員会で協議し、結果を総会に報告する。

第5章 総会、役員会及びその他の会議 (総会の招集)

第15条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、役員会の議決を経て、会長が招集する。

(総会招集の手続)

第16条 総会の招集は、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各会員に発して招集するものとする。

(書面又は代理人による議決権の行使)

第17条 会員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。この場合は、その会員の所属する団体の構成員でなければ代理人となることができない。

(総会の議事)

第18条 総会の議事は、総会員の半数以上が出席し、その議決は過半数で決するものとし、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(緊急議案)

第20条 総会においては、出席した会員(書面表決は除く。)の3分の2以上の同意を得たときに限り、第15条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議決事項)

第21条 総会においては、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 役員を選任に関する事
- (2) 県民参加の森林づくりの推進に関する事
- (3) 会則の制定及び改廃に関する事
- (4) 事業計画及び事業報告に関する事
- (5) 予算及び決算に関する事(県の委託事業に関する事項は除く)
- (6) 会費の額に関する事
- (7) その他ネットワークの運営に関して必要な事項

(総会の議事録)

第22条 総会の議事録は、議長及び出席した役員が作成し、これに署名するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催の日時及びその出席者数
- (3) 会員数及びその出席者数
- (4) 議事の経過の要領
- (5) 議案別の議決の結果(可決、否決の別及び賛否の議決権数)

(役員会の招集)

第23条 役員会は、会長が招集する。

(役員会招集の手続)

第24条 役員会の招集は、会日の7日前までに日時及び場所を各役員に通知するものとする。ただし、役員全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。

(役員会の議事)

第25条 役員会の議事は、役員の過半数が出席し、その過半数で決する。

(役員会の書面議決)

第26条 役員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により役員会の議決に加わることができる。

(役員会の議決事項)

第27条 役員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に提出する議案

(2) その他業務の執行に関する事項で役員会が必要と認める事項

(役員会の議長及び議事録)

第28条 役員会においては、会長がその議長となる。

2 役員会の議事録については、第22条の規定を準用する。

第6章 会 計

(収 入)

第29条 ネットワークの収入は会費、寄付金、補助金、その他収入等をもって充てる。

(事業年度)

第30条 ネットワークの事業年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。

第7章 雑 則

(委 任)

第31条 この会則の施行について必要な事項又はこの規則に定めのない事項は、会長が役員会の議決を経て別に定める。

付 則 この会則は、平成17年 9月10日から施行する。

2 第7条、第21条、第29条の改正、第31条2項の追加。平成18年5月21日から施行する。

3 第3条、第21条の改定。令和4年6月6日から施行する。

4 第7条、第31条の改定。令和5年5月22日から施行する。